

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月12日 03時55分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市太東埼東方沖 太東埼灯台から真方位107° 8.5海里付近 (概位 北緯35° 16.0′ 東経140° 42.7′)
事故の概要	貨物船第拾貳榮壽丸は、北東進中、また、遊漁船鈴榮丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第拾貳榮壽丸、490トン 134361、有限会社栄寿丸 B 遊漁船 鈴榮丸、16.0トン CB2-70290（漁船登録番号）、個人所有 第232-25060号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 航海士A、六級（航海）、四級（機関） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船側部外板に亀裂を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、法定灯火を表示し、航海士Aが単独で船橋当直に当たり、自動操舵により北東進していた。 A 船は、航海士Aが、左舷船首方に操業しながら航行中の漁船数隻を認めたので、注意を向けていたところ、左舷船尾方至近にB船を認め、左舵一杯を取ったものの、左舷船尾部の防舷物とB船の船首部とが衝突した後、B船の右舷船側部外板と衝突した。 B 船は、船長Bほか2人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、法定灯火を表示し、船長Bが単独で航海当直に当たり、自動操舵により東進していた。 B 船は、船長Bが、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったので眠気を感じたものの、これまで居眠りをしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないと思い、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続けたところ、いつしか居眠りに陥り、A船と衝突した。

<p>分析</p>	<p>A 船は、北東進中、航海士 A が、左舷船首方で操業中の漁船数隻に注意を向けて航行を続けたことから、左舷船尾方から接近する B 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、東進中、船長 B が、眠気を感じた際、自動操舵の状態で椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続け、居眠りに陥ったことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A 船が北東進中、B 船が東進中、航海士 A が、左舷船首方で操業中の漁船数隻に注意を向けて航行を続けたため、左舷船尾方から接近する B 船に気付かず、また、船長 B が、居眠りに陥ったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、一方向のみに注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・航行中に眠気を催した場合、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を講じること。